

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	（抄）	1
○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）	（抄）	7

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十五 (略)

二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十条第十号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

二十七 三十一 (略)

(行政管理局の所掌事務)

第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

九 十一 (略)

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第七号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

二 国の委任又は補助に係る業務

五 七 (略)

(自治行政局の所掌事務)

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)

十三 番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十条第四号において「個人番号カード」という。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同十四号三十三（略））に関する事。

2・3（略）

（サイバーセキュリティ統括官の職務）

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第四項において同じ。）の確保に関する事。

二 三（略）

（総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官）  
第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3（略）

4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（総務課の所掌事務）

第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

- 七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
- 八 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
- 九 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 十 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
- 十二 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所のある敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（政策評価広報課の所掌事務）

- 第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 広報に関すること。
  - 二 総務省の保有する情報の公開に関すること。
  - 三 総務省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
  - 四 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
  - 五 総務省の行政の考査に関すること。
  - 六 総務省の事務能力の増進に関すること。

（自治行政局に置く課）

第四十五条 自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。

- 行政課
- 住民制度課
- 市町村課
- 地域政策課
- 地域自立応援課

2・3 （略）

(行政課の所掌事務)

第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること(住民制度課及び市町村課の所掌に属するものを除く。)

六 行政書士に関すること。

七 地方独立行政法人に関すること(自治財政局の所掌に属するものを除く。)

八 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関すること(市町村課の所掌に属するものを除く。)

九 地方制度調査会並びに国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都道府県勧告調整委員の庶務に関すること。

十 地方自治に係る法令案に関する意見について関係部局の調整を図ること。

十一 地方制度資料その他の地方行政に関する資料に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、自治行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。

三 住民基本台帳制度に関すること。

四 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。

五 住居表示制度に関すること。

六 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

七 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち地方公共団体総合行政ネットワーク(全ての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。)に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関

すること。

八 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。

（市町村課の所掌事務）

第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。

二 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。

四 中核市の指定に関すること。

五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行及び組合に関する事務に関すること。

六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）の施行に関すること。

（地域政策課の所掌事務）

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること（住民制度課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。）。

四・八 （略）

九 地方自治に係る国際協力に関すること。

（統計局に置く課等）

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

総務課

統計作成支援課  
統計利用推進課

2 (略)

（統計作成支援課の所掌事務）  
第一百十二条 統計作成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。）の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。
- 三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ（統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。）の作成及び提供に関すること。

（統計利用推進課の所掌事務）

- 第一百三十三条 統計利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
  - 二 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
  - 三 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
  - 四 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

## ○統計法（平成十九年法律第五十三号）抄

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 7 (略)

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情



- 9 報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。
- 10 (略)
- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。